

寒川町都市公園条例新旧対照表

現行	改正案										
～略～	～略～										
第7条の2 (略)	第7条の2 (略)										
<u>(加える)</u>	<u>(運動施設の敷地面積の上限)</u>										
	<u>第7条の3 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。</u>										
～略～	～略～										
(公園管理者の権限代行者の地位)	(公園管理者の権限代行者の地位)										
第21条 法第5条の3の規定により町長に代わつてその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、町長とみなす。	第21条 法第5条の11の規定により町長に代わつてその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、町長とみなす。										
～略～	～略～										
<u>別表第2(第7条関係)</u>	<u>別表第2(第7条関係)</u>										
<u>有料公園施設</u>	<u>有料公園施設</u>										
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園名</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さむかわ中央公園</td> <td style="text-align: center;">寒川総合体育館</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設の名称	さむかわ中央公園	寒川総合体育館	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">都市公園名</th> <th style="text-align: center;">有料公園施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">さむかわ中央公園</td> <td style="text-align: center;">寒川総合体育館</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">パンプトラックさむかわ</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設の名称	さむかわ中央公園	寒川総合体育館		パンプトラックさむかわ
都市公園名	有料公園施設の名称										
さむかわ中央公園	寒川総合体育館										
都市公園名	有料公園施設の名称										
さむかわ中央公園	寒川総合体育館										
	パンプトラックさむかわ										
<u>別表第3(第13条関係)</u>	<u>別表第3(第13条関係)</u>										
(略)	(略)										
<u>別表第4(第18条関係)</u>	<u>別表第4(第18条関係)</u>										
1 寒川総合体育館	1 寒川総合体育館										
(1) 専用使用	(1) 専用使用										
(略)	(略)										
(2) 個人使用	(2) 個人使用										
(略)	(略)										
備考	備考										
1 小人とは、小学生 _____ _____ _____ 及び中学生 _____ _____ _____ _____とする。	1 小人とは、小学生(小学校(義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部を含む。以下同じ。))に在学する者をいう。以下同じ。)及び中学生(中学校(義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。))に在学する者をいう。以下同じ。)とする。										
2 (略)	2 (略)										

(3) 使用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2

(2) 個人使用

使用者区分	単位	金額		
		小人	中人	大人
町民	1時間	100円	200円	500円
町民以外			400円	1,000円

備考

- 1 町民とは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者とする。
- 2 小人とは、小学校就学前の者及び小学生とする。
- 3 中人とは、中学生とする。
- 4 大人とは、小人及び中人以外の者とする。
- 5 パンプトラックさむかわの使用は、1回につき連続する1時間以内とする。

～略～

～略～

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第7条の2の次に1条を加える改正規定及び第21条の改正規定は同年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寒川町都市公園条例（以下「新条例」という。）別表第2に規定するパンプトラックさむかわに

係る指定管理者の指定の手續等及び使用に関する手續は、施行日前においても、新条例の規定の例により行うことができる。